

# 週刊エフアンドパートナーズ

平成30年11月19日号



## 一人だけで株式会社を設立できますか

今は昔と比べて簡単に会社作ることができます。

以前は最低限確保しなければならない

**資本金**や**役員の数**がありました。

2006年施行の会社法にて

- ・最低資本金制度が廃止
- ・「取締役3名以上、監査役1名以上」から「取締役1名以上」に改定



現在はそれらの制度が廃止され

**1円からでも、1人からでも**

株式会社を設立することができるようになりました。

まずは1人で会社を設立して

事業拡大や許認可の必要性に応じて

その時々で役員や資本金を増やすことを検討できるのです。



特にすぐに人員を確保できない個人経営者にとっては、

会社設立のハードルは以前よりも一段と低くなったといえるでしょう。



会社設立については、私たちF&Partnersにお任せください！

今週の  
お客様の**声**

相談しようか  
迷っている人へ

高島市 はしもと様

進心紹介あり

京都事務所  
京都市中京区七観音町623番地  
第11長谷ビル5階  
TEL 0120-256-113

司法書士法人  
**F&Partners**

無料相談 実施中です。  
まずは、お気軽にお電話を！

